

第二百一十一回国
参議院農林水産委員会会議録第四号

令和五年三月二十八日(火曜日)

午後零時五十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
山下 雄平君
理事
堂故 茂君
船橋 利実君
宮崎 雅夫君
徳永 エリ君
舟山 康江君

委員
加藤 明良君
滝波 宏文君
藤木 眞也君
山田 俊男君
山本 啓介君
若林 洋平君
石垣のりこ君
小沼 巧君
田名部匡代君
下野 六太君
安江 伸夫君
串田 誠一君
紙 智子君
須藤 元気君
寺田 静君
野村 哲郎君

副大臣

農林水産副大臣 勝俣 孝明君

大臣政務官

農林水産大臣政務官 藤木 眞也君

事務局側

常任委員会専門員 笹口 裕二君

本日の会議に付した案件

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下雄平君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野村農林水産大臣。

○国務大臣(野村哲郎君) 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法は、外国政府による漁業水域の設定等に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が著しく変化したことに対応するため、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対処するため、

め、貸付けの内容について所要の見直しを行いつつ、水産加工業の体質強化に努めてきたところであります。

本法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、昨今の水産資源の減少など、水産加工業をめぐる厳しい状況を踏まえると、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行う必要があります。

このため、本法の有効期限を五年間延長し、令和十年三月三十一日までとすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(山下雄平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

八号(第四四九号)

第四三七号 令和五年三月三日受理

家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに
関する請願

請願者 静岡県掛川市 鈴木美保子 外三
百四十八名

紹介議員 井上 哲土君

世界に広がるコロナパンデミック、そして喫緊の課題であるロシア政府によるウクライナ侵攻は、世界経済を混乱に陥れ、世界的な食料危機を急拡大させている。こうした世界情勢の変化が、

世界各国による食料、燃油、肥料などの原料を確保するための争奪戦の引き金となつて、肥料や飼料、農業関連資材の価格を高騰させるなど国内農業・農業生産者の暮らしと生業に大きな打撃を与えている。これまでの農業政策の影響を受け、家族農業経営は減少し、農業後継者・担い手不足、耕作放棄地の増大に歯止めが掛からず、食料生産の基盤が脅かされ、食料自給率は低下し続けている。その上政府は、生産者米価の大暴落に苦しむ生産農家をよそに、稲作から他の作物への転換を奨励するために実施してきた水田活用の直接支払交付金を見直すとしており、このままでは食料生産はおろか、地域全体が立ち行かない事態になりかねない。今世界の国々は、自国の食料安全保障を最優先に捉え、食料・農畜産物の輸出を制限するなど食料安全保障の確立・拡充に向けた様々な対策を講じている。何より、政府自ら二〇二〇年

第八部 農林水産委員会会議録第四号 令和五年三月二十八日【参議院】

三月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画に定めた食料自給率四五％の目標を達成するために、海外に依存した食料・農畜産物の輸入自由化路線・貿易連携協定を見直し、国産食料の増産、食料自給率の維持・向上を図るために、持続可能な農業・家族農業を土台にした農政への転換が求められる。 については、次の事項について実現を図られたい。 一、家族農業を基調とする農業政策へ転換し、食料自給率の向上を目指すこと。 二、農業者戸別所得補償制度の復活など、家族農業を支える政策を実現すること。	に関する請願 請願者 茨城県銚田市 白井徳一 外三百四十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。 第四四一号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 東京都清瀬市 篠田友子 外三百四十八名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	に関する請願 請願者 茨城県結城市 阿部七海 外三百四十八名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。 第四四五号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 山形県東根市 高橋里歩 外三百四十八名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	に関する請願 請願者 長野県安曇野市 平林房子 外四千四百三十二名 紹介議員 石垣のりこ君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。 第四四九号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 山口県長門市 中川詩織 外三百三十一名 紹介議員 寺田 静君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。
第四三八号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 埼玉県草加市 白井菜採 外三百四十八名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	第四四二号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 北海道厚岸郡厚岸町 五十嵐忍 外三百四十八名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	第四四六号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 山形県天童市 清野敦 外三百四十八名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。 一、家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願(第五四四号) 第五四四号 令和五年三月十日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 千葉県四街道市 友松和子 外五千二百六十二名 紹介議員 徳永 エリ君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。
第四三九号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 茨城県銚田市 長峰雅夫 外三百四十八名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	第四四三号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 茨城県結城市 蔵持泰子 外三百四十八名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	第四四七号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めることに 関する請願 請願者 北海道釧路市 宮下知子 外三百四十八名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。	三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。 一、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
第四四〇号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めること	第四四四号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めること	第四四八号 令和五年三月三日受理 家族農業を守り、食料自給率の向上を求めること	

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を
改正する法律案

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。